

○印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和56年 3 月 20 日

条 例 第 6 号

改正	昭和61年 3 月 22 日 条例第 1 号	平成元年 3 月 8 日 条例第 2 号
	平成 3 年 12 月 25 日 条例第 3 号	平成 4 年 3 月 30 日 条例第 6 号
	平成 4 年 12 月 24 日 条例第 8 号	平成 7 年 7 月 21 日 条例第 4 号
	平成 9 年 3 月 3 日 条例第 2 号	平成 12 年 2 月 29 日 条例第 1 号
	平成 14 年 3 月 4 日 条例第 8 号	平成 15 年 2 月 14 日 条例第 3 号
	平成 16 年 3 月 30 日 条例第 1 号	平成 18 年 3 月 31 日 条例第 2 号
	平成 20 年 12 月 1 日 条例第 4 号	平成 28 年 3 月 28 日 条例第 4 号
	平成 29 年 2 月 6 日 条例第 1 号	平成 30 年 2 月 9 日 条例第 1 号
	令和 2 年 2 月 17 日 条例第 4 号	令和 5 年 2 月 14 日 条例第 6 号
	令和 6 年 2 月 19 日 条例第 1 号	令和 7 年 9 月 11 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を含む。）で常時勤務を要する者及び同法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（第21条を除き、以下「職員」という。）の給与の種類は給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

第5条 削除

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(地域手当)

第7条 職員に地域手当を支給する。

(住居手当)

第8条 職員に住居手当を支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自転車その他の用具を使用することを常例とする職員

(特殊勤務手当)

第10条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

（時間外勤務手当）

第11条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

（休日勤務手当）

第12条 職員には、正規の勤務日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）にあたっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

（夜間勤務手当）

第13条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第14条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（以下「週休日等」という。）において勤務する場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必用により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

（期末手当）

第15条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

（勤勉手当）

第16条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

（給与の減額）

第17条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第18条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

（専従休職者の給与）

第19条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第20条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

（特定の職員についての適用除外）

第20条の2 第6条及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

2 第6条及び第8条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

- 3 第4条、第6条、第8条、第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)

第21条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与は、この条例に規定する給与の額との権衡並びに職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和2年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）の例による。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理規程で定める。

附 則

この条例は、事業認可のあった日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日条例第1号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月8日条例第2号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月25日条例第3号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第6号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月24日条例第8号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成7年7月21日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類

及び基準に関する条例の規定は、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成9年3月3日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月29日条例第1号）

この条例は、平成12年3月1日から施行する。

附 則（平成14年3月4日条例第8号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項及び第20条の2の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年2月14日条例第3号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日条例第4号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月6日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月9日条例第1号抄）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月17日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 8 項から第 14 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

11 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、第 2 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

12 新企業職員給与条例第 20 条の 2 の規定は、改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員について準用する。

13 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

附 則（令和 6 年 2 月 19 日条例第 1 号抄）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条から第 8 条までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 11 日条例第 6 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 20 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第 21 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。